

高山市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準を定める条例の概要について

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定公園施設が満たすべき基準
国の参酌基準（現行と同じ。）と同じ内容とする。

※特定公園施設 園路及び広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示場、標識

(1) 園路及び広場関係

園路及び広場に関する基準 (第3条)	<p>出入口の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、120cm以上（やむを得ない場合は90cm以上） ・車止めの相互間の間隔は、90cm以上 ・出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保 ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） <p>通路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、180cm以上（やむを得ない場合は120cm以上） ・縦断勾配は、5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ・横断勾配は、1%以下（やむを得ない場合は2%以下） ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） <p>階段の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すり、点字等の高齢者、障害者等に配慮した基準 <p>傾斜路の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、120cm以上（段に併設する場合は90cm以上） ・縦断勾配は、8%以下（横断勾配は設けない。） ・高低差が75cmを超える場合は、踏幅150cm以上の水平部分を設置 ・路面、手すり及び立ち上がり部に関する基準 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転落防止設備等に関する基準
-----------------------	--

(2) 屋根付広場関係

屋根付広場に関する基準 (第4条)	<p>出入口の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が利用しやすい広さの確保
----------------------	---

(3) 休憩所及び管理事務所関係

休憩所及び管理事務所に関する基準 (第5条)	<p>出入口の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） ・戸を設ける場合は、有効幅員80cm以上 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が利用しやすい広さの確保
---------------------------	---

(4) 野外劇場及び野外音楽堂関係

野外劇場及び野外音楽堂に関する基準 (第6条)	出入口の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） 通路の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上） ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） ・縦断勾配は、5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ・横断勾配は、1%以下（やむを得ない場合は2%以下） ・転落防止設備等に関する基準 車椅子使用者用観覧スペースの基準 <ul style="list-style-type: none"> ・設置数は、収用定員が200人以下の場合は定員の50分の1以上、200人を超える場合は定員の100分の1に2を加えた数以上を確保 ・幅は、90cm以上 ・奥行きは、120cm以上 ・転落防止設備等に関する基準
----------------------------	---

(5) 駐車場関係

駐車場に関する基準 (第7条)	車椅子使用者用駐車施設の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・設置数は、駐車場の全駐車台数が200台以下の場合は駐車台数の50分の1以上、200台を超える場合は駐車台数の100分の1に2を加えた数以上を確保 ・幅は、350cm以上
--------------------	---

(6) 便所関係

便所全般に関する基準 (第8条)	便所全般に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・すべりにくい床面仕上げ、手すり設置等の基準
多機能便房等に関する基準 (第9条 ・第10条)	出入口の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、80cm以上 ・やむを得ず段差を設ける場合の基準（傾斜路の併設） ・戸を設ける場合は、有効幅員80cm以上 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・標識、腰掛便座等の高齢者、障害者等に配慮した基準

(7) 水飲場及び手洗場関係

水飲場及び手洗場に関する基準 (第11条)	水飲場及び手洗場の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が利用しやすい構造に関する基準
--------------------------	--

(8) 掲示板及び標識関係

掲示板及び標識に関する基準 (第12条 ・第13条)	掲示板の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が利用しやすい構造等に関する基準 標識の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が利用しやすい構造、設置場所等に関する基準
----------------------------------	---